

奈良県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十年四月十三日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	猪之良 武	施術所の名称及び所在地	社会医療法人健生会東洋医学 研究所土庫鍼灸施術所 大和高田市日之出町一二番八 号	廃止年月日	平成三十年二月一日
櫻本 雄大		サクラ整骨院 桜井市大字戒重四一三―三 アネックス奥村一〇一号室			平成三十年二月二十八日